

令和7年度 高齢者インフルエンザ予防接種説明書

インフルエンザの流行に備えて
12月中旬までに予防接種を受けましょう



受ける前にならずお読みください

東松山市健康推進課(保健センター)

電話24-3921

FAX22-7435

高齢者インフルエンザワクチンの受け方

インフルエンザの流行は1月上旬から3月上旬が中心です。

ワクチンが十分な効果を維持する期間は、予防接種後2週間後から約5か月とされています。

より有効性を高めるために10月から12月中旬までに接種を済ませて流行に備えましょう。

【対象者】

インフルエンザ予防接種を希望する方で、東松山市に住民登録し、次のいずれかに該当する方

- ① 接種時に、65歳以上の方。
- ② 接種時に、60歳～64歳で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障害のある方、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある方。
(身体障害者手帳1級を取得の方)

【接種期間】 (医療機関の休診日は除きます)

令和7年10月1日～令和8年1月31日

【接種場所】

市内及び県内の取り扱い医療機関へ直接ご予約下さい。

(注意) 取り扱い医療機関については、「保健センター行事日程表」をご覧ください。保健センターへお問い合わせ下さい。

【接種回数】 1回

【自己負担額】 1,000円 (生活保護受給者の方は無料)

【持ち物】

- ・マイナンバーカード等
- ・生活保護受給者の方は「生活保護受給者証」
- ・対象者②の方は「身体障害者手帳」

(注意) 市内、比企管内以外(県内)で接種する方は、東松山市の「インフルエンザ予防接種予診票」が必要です。

「マイナンバーカード」を持参し、健康推進課(保健センター)へお越しください。



インフルエンザワクチン説明書

1. インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザにかかった人の咳やくしゃみなどにより、ウイルスが空中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等全身の症状が突然現れます。

併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。高齢の方や免疫力の低下している方では肺炎を伴う等、重症になることがあります。

2. インフルエンザワクチンの有効性

インフルエンザワクチンの接種をすればインフルエンザにかからないというものではありませんが、発症を抑える効果が一定程度認められています。

また、発症後、多くの方は1週間程度で回復しますが、中には肺炎等の重い合併症が現れ、入院治療を必要とする方や死亡される方もいます。ワクチンの最も大きな効果は、この重症化を予防する効果です。

3. インフルエンザワクチンの副反応

比較的多くみられる副反応には、接種した場所（局所）の赤み（発赤）、はれ（腫脹）、痛み（疼痛）等が挙げられます。全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気（悪寒）、だるさ（倦怠感）などが見られますが、通常2～3日でなくなります。

また、まれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤み（発赤）、掻痒感（かゆみ）、呼吸困難等）が見られることもあります。接種後すぐに起こることがあるので注意が必要です。

そのほかにも重い副反応の報告がまれにありますが、報告された副反応の原因がワクチン接種かどうかは、必ずしも明らかではありません。

4. 予防接種を受けることが適当でない方

- ・明らかに発熱（37.5℃以上）をしている。
- ・重篤な急性疾患にかかっている。
- ・ワクチンに含まれる成分で、「アナフィラキシー」を起こしたことがある。
- ・接種後2日以内に発熱や発疹等のアレルギーを疑う症状が出た事がある。
- ・その他、医師が予防接種を行うことが不適当な状態と判断した場合。

5. 予防接種の判断を行うに際して注意を要する方

- 心臓、腎臓、肝臓、血液の病気などで治療を受けている。
- 過去にけいれん（ひきつけ）を起こした事がある。
- 過去に免疫不全の診断を受けていたり、近親者に先天性免疫不全症の方がいる。
- 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある。
- ワクチンの成分に対しアレルギーがある。

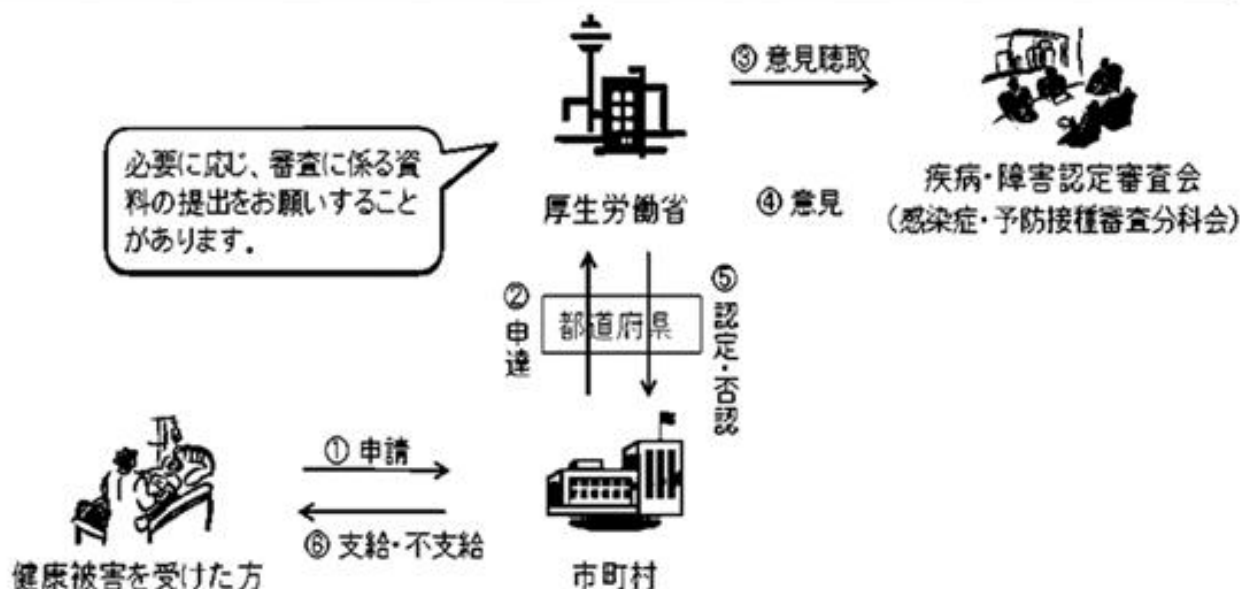
6. 予防接種を受けた後の注意

- 直後の30分は、医療機関で腰かけて様子を見ましょう。接種後24時間は、副反応の出現に注意しましょう。
- 接種当日の過度な運動は、体調の変化をきたしやすいので避けましょう。
- 接種当日も、入浴できます。接種した所は擦らないようにしましょう。
- 接種部位の異常や体調の変化があった場合は、医療機関を受診しましょう。

7. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種法に基づいて、予防接種を受けた方に、疾病・障害・死亡等の健康被害が生じた場合、その健康被害が「接種を受けた事によるものである」と厚生労働大臣が認定したときは、東松山市が、健康被害に対する給付を行うものです。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、または保健センターへお問い合わせください。



東松山市健康推進課（保健センター）

電話 0493-24-3921